

那珂川町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル(書類審査)実施要領

1 趣旨

この実施要領は、那珂川町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル(書類審査)により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

那珂川町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 業務の規模(見積限度額)

金3,751,000円(消費税含む)

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

3 参加要件

本プロポーザル(書類審査)に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 那珂川町に入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 那珂川町建設工事等請負業者選定規則に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (5) 受託者は以下に掲げる同種業務及び類似業務すべての実績を有していること
 1. 同種業務及び類似業務の定義は、以下のとおりとし、いずれも全国の市町村受託実績とする。また受託実績は同種業務及び類似業務すべて過去4年以内(令和3年度～令和6年度に業務完了)のものとする。
 - ・同種業務1＝第9期介護保険事業計画 (栃木県内3件かつ全国20件以上)
 - ・同種業務2＝地域福祉計画 (栃木県内1件かつ全国20件以上)
 - ・同種業務3＝障害福祉計画 (栃木県内1件かつ全国20件以上)
 - ・類似業務1＝長期総合発展計画 (栃木県内1件かつ全国5件以上)
 - ・類似業務2＝総合戦略 (栃木県内1件かつ全国5件以上)
 2. 本業務中に選任した配置技術者を変更すべき事由が生じた場合には、発注者に速やかに申し出、その許可を得た上で配置技術者変更届を提出するものとする。
- (6) 本業務において、専門的な立場で関連施策について助言できる管理技術者(現場代理人:1名)、照査技術者(主任研究員:1名)を**配置できる者**
※(6)の技術者の配置については、兼任することはできない。

4 貸与資料及び情報セキュリティポリシーの遵守、情報処理遂行体制

本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、業務責任者または担当技術者に、借用書と引き換えに貸与するものとする。

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001 (プライバシーマーク取得) に審査登録がなされていること。

5 提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ① 様式 1 参加表明書
- ② 様式 2 企業概要書・業務実績書 (参加資格確認)
- ③ プライバシーマーク登録証明書
- ④ 納税証明書の写し (直近 1 年分)

※ 1 納税証明書については、取得時点の最新年度分の納税証明書とする。

※ 2 本店の所在地 (那珂川町との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地) における、証明年月日が公告日以降の法人市区町村税の未納のないことを証明する証明書の写しを提出すること。

- ⑤ 様式 3 質問書
- ⑥ 企画提案書
- ⑦ 様式 4 業務実施体制表及び業務担当経歴等調書
- ⑧ 任意様式 見積書 (見積内訳書を含む)

※ 見積内訳書の提出の際は押印の上で提出すること。

- ※ 1 企画提案書の規格は、原則として A 4 判両面印刷とする。書式については特に定めないが、見やすさに留意のうえ作成し、枚数の規定も設けない。
- ※ 2 企画提案書については、仕様内容を満たした内容とし、社会経済情勢や国県の最新動向の反映のほか、法令関係等の企業独自の提案があればあわせて提案すること。
- ※ 3 企画提案書の構成について、特段の定めはないが、別紙「業務仕様書」に定める業務内容への対応方法等が伺える提案書とすること。

(2) 提出書類等の提出媒体及び提出部数は次のとおりとする。

紙媒体：原本 1 部・写し 5 部

(3) 提出方法

提出先に、郵送又は直接持参

(4) ①提出期限 (提出書類等①～⑤の提出)

令和 7 年 6 月 6 日 (金) 午後 5 時まで

紙媒体：原本 1 部・写し 5 部

②提出期限 (提出書類等⑥～⑧の提出)

令和 7 年 6 月 16 日 (月) 午後 5 時まで

紙媒体：原本 1 部・写し 5 部

(5) 提出先

住所：〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555

宛先：那珂川町 健康福祉課 高齢福祉係

担当 石田・草野 あて

6 質問の受付・回答

(1) 受付期間

参加表明提出後、令和7年6月 6日（金）午後5時まで

(2) 質疑書の提出方法

質問書（様式3）を電子メール又は、郵送により提出すること。（期限必着）

※質問書（様式3）の提出先は、5提案書等の提出（5）提出先に記載のとおり

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月10日（火）までに、参加表明書を提出した全員に「参加表明書（様式1）」に記載のある連絡担当者宛て郵送又はメールにて送付する。

7 契約候補者の決定方法

(1) 優先交渉権者の選定

高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務に係るプロポーザル審査要項（以下「審査要項」という。）により、審査・評価した結果に基づき、次により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

- ①提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。
- ②点数付けは審査委員ごとに参加者の得点を計算し、審査委員ごとの参加者順位を決める。
- ③審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、総得点が多い参加者を候補者とする。

(2) 評価項目

- ・人員体制…業務遂行に必要十分なノウハウと人員が確保されているか
- ・実績…介護保険計画・総合基本計画などの計画策定の実績はあるか
- ・価格…予算額と見積額の整合性はとれているか
- ・業務への理解…国の法令、動向を理解しているか
- ・提案内容…本仕様書を満たす内容が示されているか 等

8 審査結果通知

このプロポーザルの審査結果は、全提案者に書面で通知する。

9 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。
- (3) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

10 結果の公表

- (1) 9. 審査結果通知後速やかに、那珂川町のホームページにて公表する。
- (2) 公表事項
 - ① 優先交渉権者
 - ② 提案者総数

11 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等が提出期間を超えて提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合
- (4) 参加表明書提出期限から審査結果通知までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合

12 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、那珂川町の指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (3) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書又はプロポーザルの提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。
- (5) プロポーザルにおいて知り得た那珂川町の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (6) 本公募の関係者に対して、提案期間において、本公募の内容及び関連することについての接触を禁止する。
- (7) 提案書等の内容について、疑義があるときには、問い合わせることがある。
- (8) プロポーザルに記載された担当社員は、病気、退職等のやむを得ない場合を除き、変更できないものとする。
- (9) 参加申込者は、審査結果に異議を申し立てることができない。

13 スケジュール

公募開始	5月28日～
参加表明書等の提出（①～④）	6月6日 午後5時まで
質問の受付	6月6日 午後5時まで
質問回答日	6月10日まで
企画提案書等の提出（⑥～⑧）	6月16日 午後5時まで
審査日	6月中旬予定
契約締結日	6月中旬予定

1 4 問合せ先

所在：〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555

担当部署：那珂川町 健康福祉課 高齢福祉係

担当 石田・草野

Tel：0287-92-1119

Fax：0287-92-1164

E-mail：koureif@town.tochigi-nakagawa.lg.jp